

# 軟包装・パッケージのトレンドと interpack 2026の見どころ

## —新しい包装に高まる期待

住本技術士事務所, 技術士(経営工学), 包装管理士 住本 充弘

### ▶ はじめに

国内外で人々の生活スタイルがゆっくりと変化してきている。また、世界の包装産業の勢力図が静かに塗り替えられようとしている。世界の人々の社会生活が徐々に変化し、それにつれて包装も変化してきている。特に包装材料について新旧の入れ替わりが行われている。国内においても同じような動きが静かに動き始めている。包装産業は、包装資材、包装機械全盛の時代から、その周辺のシステム、ソフト開発へと重要課題が移り変わってきており、それにつれて、特に包装資材は、新しい製品の開発も底をつき、循環型パッケージ、循環型プラスチック、rPE、rPP、rPET、rPA、rPSや、renewable materialsへと開発の関心が移りつつある。

国内では、包装に関しては、レトルト、無菌充填包装の開発などすべて行い、新しい包装技術、殺菌・滅菌技術の開発も終え、もはや新しい技術開発のテーマなど思いつかない状態となってきている。以前のような大型の開発案件が見いだせなくなり、方向性が不透明な状態に陥る感じである。製造工程は、自動化、AI利用など人材不足対応と効率化を求める傾向となっている。

果たして、そうか否かは、国内ではなく、5月のinterpack 2026の視察で何か次のテーマあるいは今後の方向性が見いだせるかも知れない。過去からの発想方法では、この混沌とした包装業界で次のターゲットを見つけ出すことは難しいだろう。海外の知恵を拝

借するのも一つの解決手段であると思う。また、欧州の分野ごとのセミナーのように業界関係者が集まって討議し、そこから課題が生まれ、コンソーシアムを結成し、業界の基本課題を関係者が一致団結して解決する必要性も出てきていると考えている。

今の日本の包装の最重要課題は、循環型パッケージおよび循環型プラスチックへの対応である。その中でも欧州のPPWR(包装・包装廃棄物規則)の理解とこれに追随するの可否か、これからの日本の対応が問われている。

### ▶ 1. PPWRが今年8月12日より実施

PPWRが世界の包装に与える影響は大きい。すでに多くの包装関係者は理解が進んでいると思う。一番のポイントは、包装製品を輸出する企業が作成する適合宣言書だと思う。この書類が、欧州の輸入代理店あるいは日本支社で認められないと輸出ができない。輸入代理店や日本支社は、欧州で販売する包装に関して全責任を国内企業に代わって負うことになる。作成・署名まではかなりの月日を要するので、早めに対応した方がよい。

また、PPWR対応の包装仕様の一つであるモノマテリアル仕様は、現在の欧州の回収streamを利用する面では、確かに有利であるが、PPWRには、モノマテリアル利用とか、優先するとかの記載はない。実際、多層共押しフィルム(PEやEVOH(エチレンビニルアルコール共重合樹脂、エパール)の組み合わせや

食肉用のナイロンとPEのラミネート品でも、PE回収streamで回収および再生可能として第三者の認証機関の認証を得ている。第三者の認証が必須である。

- (1)国ごとに使用済み包材の回収状況が異なるので、この国に輸出するかで対応が違う。
- (2)ドイツ向けの場合は、PET／アルミ箔／PEの場合、回収されるが、現状の回収streamでは、剥離困難とみなされ、回収費用の支払いが高額となっている。
- (3)現時点で短絡的に考えると今すぐは、モノマテリアル仕様の方が有利である。
- (4)フランスは、家庭から排出されるアルミ箔のラミネート品は回収対象であるが、ドイツと同じく回収費用の支払いが高額であるので、モノマテリアル仕様への変更が余儀なくされている。
- (5)欧州もモノマテリアルの考え方一色ではない。確かにメカニカルリサイクルでは、モノマテリアルは有利であるが、再生品は、除染工程がないと食品包材用には使用できない。工業部材などに使用するしかないが、その工業部材も役目を終えた段階では、再生しても物性低下があり、たとえvirgin plasticsと混合して利用しても、物性のバラツキが大きく使用には困難を伴う。非食品用途の射出成形に利用の場合では、使用する際は、部品の性能維持のため機械稼働の適正なソフトが必要である。
- (6)結局、製品を廃棄した後は、ケミカルリサイクルで、石油由来のナフサと配合して新しい樹脂を作る原料として利用されることになる。
- (7)従って、メカニカルリサイクルとケミカルリサイクルとは、互いに補完関係であり、優劣はない。
- (8)食品包装にモノマテリアル仕様を使用しても、メカニカルリサイクルされれば、非食品用途への転用である。包装関係者は、できれば使用済みの回収包装から再び新しい包装材料へと循環することを期待したいが、今はそこに向かっての始まりである。
- (9)日本は、ケミカルリサイクルについては世界にも誇れる長い歴史がある。容器包装リサイクル法が施行されて以来、連綿と続けているが、この事実気づかずケミカルリサイクルに批判的な包装関係者も多い。もう少し過去を振り返り理解してほしい。批

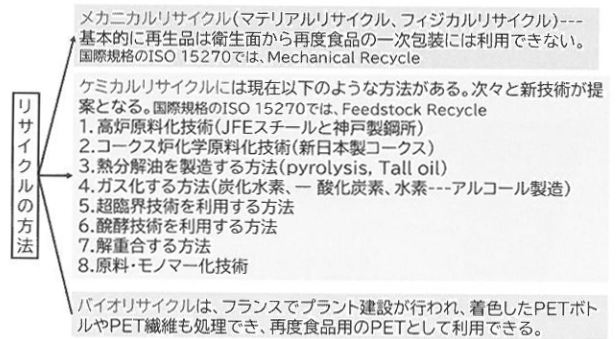


図1 日本で続いているケミカルリサイクル

判だけでは、前に進まない。隣の韓国では新しいケミカルリサイクルを進めようとしている(図1)。

- (10)国内では、資源有効利用促進法の改正により、再生プラスチック利用は、2026年4月1日より施行される。食品と医薬品包装は討議されたが、当面除外となった。いずれ対象となるが、再生プラスチックの供給体制が整備されてからとなるだろう。包装関係者のより一層の理解が望まれる。
- (11)国内では、約820万トン／年の使用済みプラスチックのうち、再生品への利用は約2割である。法改正の影響もあり、徐々に再生利用量は増加するだろう。再生プラスチックへの誤解がある。それは、言葉を正しく使い分けていないためであり、包装関係者は、ただ単に再生プラスチックと説明するのではなく、メカニカルリサイクルかケミカルリサイクルを明確に区別して論議すべきである。
- (12)たとえ国内でモノマテリアル仕様を実施しても、回収システムや選別システムが社会システムとして整備されていないので、一種のグリーンウォッシュと批判されても致し方ないと思う。欧州の回収システムと国内の回収システム、その後の企業による再生システムの構成が異なる点も理解したい。
- (13)5割以上の使用済みプラスチックは再生利用が困難なため、サーマルリサイクルとして焼却され、大量のCO<sub>2</sub>が排出されているのが実情である。
- (14)EUは、規則があり焼却処理は制限されている(図2)。
- (15)国内も容器包装リサイクル法が制定された時代と現在では、社会情勢も変化している。再度サーマルリ